

養老町職員の不祥事に係る第三者委員会（第2回）議事録（要旨）

日 時：令和4年11月1日（火） 14時00分～

場 所：養老町役場 4階大会議室

出席者：委員長 垂井町法律事務所

副委員長 岐阜大学

大垣女子短期大学

養老町

事務局 総務部

総務部総務課

総務部総務課

1. 開会

2. 前回の委員会での協議課題に関する審議

①書類管理及び情報管理の取組み状況

<事務局>

- ・現状の町の書類や情報管理体制及び改善の検討について説明。

<委員会>

- ・事務局が示した「書類の保管体制の課題に対する改善検討」の中にある「職員の情報漏洩を防ぐ措置の一つとして研修などによりコンプライアンスの徹底を図る」と記載がある点について、個人のモラルを上げるための具体的な取り組みを記載するよう指摘有り。
- ・「情報管理体制の改善検討」の中で意識改革として、「公務員倫理やコンプライアンスの徹底を図る」と記載がある点について、ただ単に研修を重ねるのではなく、年齢層や階級に合わせた研修や、研修の受講後に理解度を上げるためEラーニングなどの実施により質問に答えられない場合は先に進めないなど工夫した研修などを取り入れより実践的に身に付くような研修を推進していく必要がある。

②過去の不祥事に関する事例とその対応状況

<事務局>

- ・過去の不祥事の際にどのような具体的対策や改善が行われてきたのか説明。

<委員会>

- ・以前の事案と同様にこの度の事件についても、適切な対策や措置を講じていく必要がある。

③職員のアンケート深堀調査結果

<事務局>

- ・全職員に実施したアンケートで深堀りの調査を行ったが、業者との問題となる行為はなかったことを報告。

<委員会>

- ・深堀りのアンケート結果により、特に問題行為等は見受けられなかったが、公務員は誰もが談合等の関わりを持つ可能性が有るため、継続的に職員の公務員倫理に係る意識向上を図っていく必要がある。

④入札に関し業者から徴取している誓約書

<事務局>

- ・令和4年度から入札業者に対し徴取している誓約書の中身について説明。

<委員会>

- ・官製談合事件が発生した直後であり、契約約款や指名通知などに規定した罰則等と

合わせ注意喚起として誓約書を徴取することは現段階では望ましい。

⑤職員への啓発、コンプライアンス研修等の取組み状況

<事務局>

- ・元職員逮捕を受けて町において実施している研修等の取組み状況を説明。

<委員会>

- ・今後とも継続的な研修の実施を図っていく必要がある。

3. 再発防止策についての検討

①過去の入札に関する検討について

<事務局>

- ・委員会の指示により過去5年間（H29～R3）に実施された入札結果の提示を行う。

<委員会>

- ・過去の入札結果について、調査権限を有しない委員会において当該事件以外の不正行為の有無について事実認定することはできない。したがって、この第三者委員会の性質上、当該事件以外の調査は行わない。
- ・過去の入札結果についての総括として、令和3年度までの予定価格を公表していない状況の中で、落札率が非常に高い事例が見受けられることから、何らかの対策や措置を講じる体制を整える必要があった。入札の監視体制として、入札結果から何らかの疑われる情報を把握した場合には、関係機関と連携し適切な措置を講じていくことが重要である。
- ・今後、「入札制度の改善について」を大きなテーマとして協議をしていく。

4. その他

<事務局>

- ・令和4年9月1日付けで町から佐竹組に対し工事請負約款に基づく違約金の請求を行ったところ、令和4年9月30日付けで株式会社佐竹組より違約金の納付があったことを報告。
- ・次回の委員会は令和4年12月6日とする。

5. 閉会

- ・会議結果については議事録を作成し、概要をホームページにて公開する。

閉会時刻 16時15分